

## 船舶事故調査報告書

令和7年11月19日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚（養殖施設）
発生日時	令和6年1月14日 07時00分頃
発生場所	宮城県気仙沼市気仙沼湾 岩井崎灯台から真方位003° 1.4海里（M）付近 (概位 北緯38° 51.1' 東経141° 36.3')
事故の概要	漁船第十七祐喜丸は、北北西進中、養殖施設に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年2月14日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第十七祐喜丸、119トン
船舶番号、船舶所有者等	141311、有限会社まるきた商店（A社）
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）（履歴限定）
負傷者	なし
損傷	本船 船首部船底外板に擦過傷 養殖施設 ロープに切損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 1、視界 良好 海象：波高 約1m 日出時刻：06時51分頃
事故の経過	<p>本船は、船長ほか13人（日本国籍5人、インドネシア共和国国籍8人）が乗り組み、操業を終えて気仙沼市気仙沼港へ向けて帰航中、夜が明けるまで気仙沼湾南方沖で漂泊した後、06時35分頃同港に向けて出発した。</p> <p>本船は、船長が、レーダー及びGPSプロッターを作動させた後、操舵室から上部デッキに移動し、目視のみで周囲を確認しながら遠隔操縦リモコンを使用して、約6ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で北北西進していた。</p> <p>船長は、左舷船首方に反航する4隻の小型船を視認し、同船群との船間距離を離そうと思い、同船群の動静を見ながら、右舵を取るとともに約4knに減速したところ、船首方至近にわかめ養殖施設（以下「本件養殖施設」という。）を視認し、主機を後進としたものの、本件養殖施設に乗り揚げた。</p> <p>船長は、A社に本事故の発生を報告し、A社経由で所属漁業協同組合及び海上保安庁に通報した。</p> <p>本船は、船長が船体の損傷状況を確認した後、気仙沼港に自力で帰港した。</p> <p>船長は、右舵を取って約4knに減速した際、反航する4隻の小型船の動静だけに意識を向けてレーダー画面を確認せず、船首方を見てい</p>

	<p>なかつた。</p> <p>船長は、気仙沼湾内に養殖施設が設置されていることを知っていたが、事前に養殖施設の敷設状況を確認していなかったので、本件養殖施設について知らなかつた。(図1参照)</p>
<p style="text-align: center;"><b>図1 事故発生経過概略図</b> (海上保安庁ウェブサイト「海洋状況表示システム」<sup>*1</sup>を利用)</p>	
分析	<p>本船は、北北西進中、船長が、本件養殖施設の位置を把握しておらず、また、右舵を取って約4knに減速した際、反航する4隻の小型船の動静のみに意識を向け、船首方の見張りを行っていないことから、本件養殖施設に向かって接近していることに気付かず、本件養殖施設に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、気仙沼湾内に養殖施設が設置されていることを知っていたものの、事前に水路調査を行っていないことから、本件養殖施設の位置を把握していなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、北北西進中、船長が、本件養殖施設の位置を把握しておらず、また、反航する4隻の小型船の動静のみに意識を向け、船首方の見張りを行っていないため、本件養殖施設に乗り揚</p>

\*1 「海洋状況表示システム」(海しる)とは、海洋関係機関が収集・保有している海洋情報を集約し、衛星情報や海上気象の情報を地図上で重ね合わせて表示させる海上保安庁によるインターネットサービスをいう。

	げたものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・船長は、養殖施設などが敷設されている海域を航行する際、特定の方向のみに意識を向けることなく、周囲の見張りを十分に行うこと。</li><li>・船長は、海上保安庁ウェブサイト「海洋状況表示システム」及び漁業協同組合に確認するなどして事前に水路調査を十分に行い、航行予定海域の養殖施設等の敷設情報を把握しておくとともに、養殖施設の敷設情報をG P S プロッターに入力しておくこと。</li></ul>